

臓器のあっせん業の許可に係る審査等に係る有識者会議開催要綱

1. 目的

「臓器のあっせん業の許可等について」（令和7年9月25日付健生発0925第3号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。以下「許可通知」という。）第1の二の3又は三の3において、厚生労働大臣が臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく臓器のあっせん業の許可に係る審査又は第16条の規定に基づく指示を行うにあたって、必要に応じて臓器移植に関する有識者等から意見を得ることとされている。これを踏まえ、厚生労働大臣が必要に応じて意見を求める場として本会議を開催する。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は、厚生労働大臣が参画を求める者をもって構成し、別紙の通りとする。
- (2) 会議に座長を置く。座長は、構成員の中から、厚生労働大臣が指名する。
- (3) 構成員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 構成員は、再任されることができる。

3. 構成員の任務等

- (1) 構成員は、法第12条第1項の許可に係る審査が行われる場合に厚生労働大臣から意見を求められた場合に、必要な意見を提出する。なお、構成員は、臓器のあっせん業の許可申請の内容が、許可通知の別添4における基準を満たしているかの観点から、必要な意見を提出すること。
- (2) 構成員は、許可通知第1の三の1及び2の報告徴収等の結果を踏まえ、法第16条の規定に基づき厚生労働大臣が臓器あっせん機関の業務に関して、必要な指示を行うことを検討するにあたり、意見を求められた場合に必要な意見を提出する。

4. 構成員の留意事項

- (1) 構成員が利害関係を有する場合は、意見を提出することができない。
- (2) 構成員は、意見の提出にあたって知り得た個人情報、申請者に関する情報等について、他に漏らしてはならない。

5. 会議の開催等

- (1) 会議は、厚生労働大臣が招集する。
- (2) 厚生労働大臣は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議題を構成員に通知する。
- (3) 会議は、必要に応じ、参考人の参加を求めることができる。
- (4) 会議、その資料及び議事録（以下「会議等」という。）は原則公開する。
ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合など、座長が非公開にすることが望ましいと判断する事項がある場合は、座長が会議等を非公開とすることができます。その場合も、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長の認める範囲において議事要旨を公開する。また、座長が必要と認めた際には、電子メール等の手段により構成員の意見を集約するなどの持ち回り開催を行うことができる。
- (5) 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、座長の認めるところにより、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を参考して開催する必要がないと座長が認める場合も同様とする。

6. 会議の庶務

会議の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室において処理する。

7. 雜則

この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項は、本会議において定める。

別紙

「臓器のあっせん業の許可に係る審査等に係る有識者会議 構成員名簿

磯部 光章 公益財団法人榊原記念財団附属榊原記念病院 院長

坂本 哲也 公立昭和病院 院長

外園 千恵 京都府公立大学法人京都府立医科大学 眼科学教室 教授

武富 紹信 北海道大学大学院医学研究院 消化器外科学教室Ⅰ 教授

平澤 ゆみ子 福井県済生会病院 院内臓器移植コーディネーター

水野 紀子 白鷗大学法学部 教授

矢野 奈保子 日本公認会計士協会東京会 常任幹事

(五十音順・敬称略)